

低炭素建築物認定申請手数料

1(1)適合証がある場合

区分（戸数又は床面積）			手数料(円)		
一戸建て住宅			4,700		
共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅）	住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1のもの	4,700		
		申請戸数が2以上5以下のもの	9,400		
		申請戸数が6以上10以下のもの	16,000		
		申請戸数が11以上25以下のもの	27,000		
		申請戸数が26以上50以下のもの	45,000		
		申請戸数が51以上100以下のもの	82,000		
		申請戸数が101以上200以下のもの	131,000		
		申請戸数が201以上300以下のもの	170,000		
		申請戸数が301以上のもの	185,000		
	一の建築物の申請の場合	住戸の部分	申請戸数が1のもの	4,700	
			申請戸数が2以上5以下のもの	9,400	
			申請戸数が6以上10以下のもの	16,000	
			申請戸数が11以上25以下のもの	27,000	
			申請戸数が26以上50以下のもの	45,000	
			申請戸数が51以上100以下のもの	82,000	
			申請戸数が101以上200以下のもの	131,000	
			申請戸数が201以上300以下のもの	170,000	
			申請戸数が301以上のもの	185,000	
		共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	9,300	
			当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	16,000	
			当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,000	
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000	
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,000	
			当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,000	
			当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	200,000	
			非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	9,300
				当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	16,000
当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,000				
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000				
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,000				
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,000				
当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	200,000				
その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	9,300			
	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	16,000			
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,000			
	建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000			
	建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,000			
	建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,000			
	建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの	200,000			

※共同住宅等の一の建築物の申請の場合は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする

低炭素建築物認定申請手数料

1(2)適合証がない場合

区分（戸数又は床面積）			手数料(円)		
一戸建て住宅			35,000		
共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅）	住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1のもの	35,000		
		申請戸数が2以上5以下のもの	69,000		
		申請戸数が6以上10以下のもの	97,000		
		申請戸数が11以上25以下のもの	137,000		
		申請戸数が26以上50以下のもの	197,000		
		申請戸数が51以上100以下のもの	283,000		
		申請戸数が101以上200以下のもの	385,000		
		申請戸数が201以上300以下のもの	508,000		
		申請戸数が301以上のもの	600,000		
	一の建築物の申請の場合	住戸の部分	申請戸数が1のもの	35,000	
			申請戸数が2以上5以下のもの	69,000	
			申請戸数が6以上10以下のもの	97,000	
			申請戸数が11以上25以下のもの	137,000	
			申請戸数が26以上50以下のもの	197,000	
			申請戸数が51以上100以下のもの	283,000	
			申請戸数が101以上200以下のもの	385,000	
			申請戸数が201以上300以下のもの	508,000	
			申請戸数が301以上のもの	600,000	
		共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	109,000	
			当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	138,000	
			当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	180,000	
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	280,000	
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	359,000	
			当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	429,000	
			当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	500,000	
			非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	242,000
				当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	300,000
当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	384,000				
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	546,000				
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	670,000				
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	789,000				
その他の建築物	当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	900,000			
	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	242,000			
	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	300,000			
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	384,000			
	建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	546,000			
	建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	670,000			
	建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	789,000			
建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの	900,000				

※共同住宅等の一の建築物の申請の場合は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする

低炭素建築物認定申請手数料

2(1)適合証がある場合の変更認定

区分（戸数又は床面積）			手数料(円)		
一戸建て住宅			3,300		
共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅）	住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1のもの	3,300		
		申請戸数が2以上5以下のもの	6,600		
		申請戸数が6以上10以下のもの	11,000		
		申請戸数が11以上25以下のもの	19,000		
		申請戸数が26以上50以下のもの	32,000		
		申請戸数が51以上100以下のもの	58,000		
		申請戸数が101以上200以下のもの	93,000		
		申請戸数が201以上300以下のもの	122,000		
		申請戸数が301以上のもの	134,000		
	一の建築物の申請の場合	住戸の部分	申請戸数が1のもの	3,300	
			申請戸数が2以上5以下のもの	6,600	
			申請戸数が6以上10以下のもの	11,000	
			申請戸数が11以上25以下のもの	19,000	
			申請戸数が26以上50以下のもの	32,000	
			申請戸数が51以上100以下のもの	58,000	
			申請戸数が101以上200以下のもの	93,000	
			申請戸数が201以上300以下のもの	122,000	
			申請戸数が301以上のもの	134,000	
		共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	6,500	
			当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	11,000	
			当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	18,000	
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	56,000	
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	88,000	
			当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	112,000	
			当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	140,000	
			非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	6,500
				当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	11,000
当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	18,000				
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	56,000				
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	88,000				
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	112,000				
その他の建築物	当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	140,000			
	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	6,500			
	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	11,000			
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	18,000			
	建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	56,000			
	建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	88,000			
	建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	112,000			
建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの	140,000				

※共同住宅等の一の建築物の申請の場合は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする

低炭素建築物認定申請手数料

2(2)適合証がない場合の変更認定

区分（戸数又は床面積）			手数料(円)		
一戸建て住宅			18,000		
共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅）	住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1のもの	18,000		
		申請戸数が2以上5以下のもの	37,000		
		申請戸数が6以上10以下のもの	52,000		
		申請戸数が11以上25以下のもの	74,000		
		申請戸数が26以上50以下のもの	108,000		
		申請戸数が51以上100以下のもの	159,000		
		申請戸数が101以上200以下のもの	221,000		
		申請戸数が201以上300以下のもの	291,000		
		申請戸数が301以上のもの	342,000		
	一の建築物の申請の場合	住戸の部分	申請戸数が1のもの	18,000	
			申請戸数が2以上5以下のもの	37,000	
			申請戸数が6以上10以下のもの	52,000	
			申請戸数が11以上25以下のもの	74,000	
			申請戸数が26以上50以下のもの	108,000	
			申請戸数が51以上100以下のもの	159,000	
			申請戸数が101以上200以下のもの	221,000	
			申請戸数が201以上300以下のもの	291,000	
			申請戸数が301以上のもの	342,000	
		共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	57,000	
			当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	72,000	
			当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	96,000	
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	156,000	
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	205,000	
			当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	247,000	
			当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	290,000	
			非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	123,000
				当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	154,000
当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	198,000				
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	290,000				
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	361,000				
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	427,000				
その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	123,000			
	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	154,000			
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	198,000			
	建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	290,000			
	建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	361,000			
	建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	427,000			
	建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの	491,000			

※共同住宅等の一の建築物の申請の場合は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする